

令和3年1月4日

申請者各位

## お知らせ

令和3年1月1日から「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則」、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」が改正されたことを受け、各種書類の一部が変更になりますのでお知らせします。

主な変更の内容につきましては、下記をご参照ください。

### 記

#### 1. 主な変更点

下記書類の押印が廃止されました

##### 【住宅性能評価】

書類名称	廃止となる印
設計評価申請書（第一面）、変更設計評価申請書（第一面）、再交付申請書	申請者印
申請内容等変更届出書	申請者印、建築主印、設計者印
建設評価申請書（第一面）、変更建設評価申請書（第一面）	申請者印、工事施工者印、工事監理者印

##### 【長期優良住宅】、【低炭素建築物】、【30条、36条】

書類名称	廃止となる印
技術的審査依頼書、変更に係る技術的審査依頼書	依頼者印、代理者印
取り下げ届	依頼者印

##### 【BELS】

書類名称	廃止となる印
評価申請書（第一面）掲載承諾書、変更評価	申請者印

申請書、取り下げ届	
-----------	--

【省エネ適判】

書類名称	廃止となる印
計画書、変更計画書	提出者等印、設計者印
計算書表紙、設計内容説明書	設計者等印
取下げ届、取止め届	代表者等印
省エネ基準工事監理報告書 完了検査 省 エネチェックシート	工事監理者印
軽微変更報告書	建築主印
軽微変更該当証明申請書	申請者等印、設計者印

※省エネ適判については、申請の添付図書及び書類の設計者印は廃止となりますが、設計者氏名の記載は必要です。

※省エネ適判における軽微変更該当証明申請書の書式については、当面の間、従前のままの帳票とします。

※訂正を行う場合は設計者印による訂正か差し替えをお願いします。

※すまい給付金現金取得者向け証明書申請については、従前どおり押印は廃止されておられません。

※委任状については、引き続き建築主等印が必要です。

※特定行政庁等が指定する書類については押印を要する場合があります。

## 2. 変更の時期

令和3年1月1日以降に申請又は届出を行う場合は新書式にてご申請をお願いします。

当面の間、押印の有無に関わらず旧書式での申請も受け付けますが、押印しない場合は「印」を二重線で削除するようお願いいたします。

以上

九州住宅保証株式会社